



子どもの成長発達【1歳6カ月編】

今回は子育てINFO拡大版をお届けします。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線505)

子育てINFO

6回シリーズで子どもの成長発達を掲載中です。今回は第3回目になります。

子どもの成長発達【1歳6カ月編】

1歳6カ月頃には歩けるようになり、自分の行きたいところへ行けるようになります。自分のことは自分でできる準備が整ってきました。

①身長・体重を見てみましょう

1歳と比べてどれくらい大きくなっていましたか？おおよその伸びの平均は身長5.6cm、体重1.1kgです。大きくなった体を、2本の足で支えることができるようになりました。脳の重さも生まれた時の3倍になりました。母子健康手帳の成長曲線に記入し、伸び方を見てみてください。

②夜の母乳・ミルクがいらなくなります

食事は大人と同じように朝食・昼食・夕食の3回になります。胃の大きさは250mlから300ml程度で、大人の約4分の1です。一度にたくさんの量を食べることはできません。成長に必要な栄養を補うためには、食事と食事の間に食べる「間食」が必要となります。

この時期は①で見たように、身長が一気に伸びる時期です。身長、つまり骨が伸びる時期です。その成長に必要なタンパク質やカルシウム、ビタミンを多く含む食品が間食には最適です。子どもが成長に必要な栄養素を摂るためには、戦略が必要なときもあります。この時期は、とにかく大人のまねが大好きなので、「食べなさい」と言うよりも周りの大人が「おいしい！」と言って食べていると「ちょうだい」と言うてきたりしますよ。

③言葉話し始めます

子どもは、見た物とお母さん・お父さんがその時に発した言葉を聞くことの繰り返しで、物と名前が一致して、物の名前を理解していきます。そして、お母さん・お父さんの発

音をまねて、言葉を話すようになります。子どもが興味をもったものに気付いたら、「○○だね」と話しかけてください。「私の目の前にあるのは○○」と物に名前があることを理解していきます。

何かを伝えたいという気持ちと、伝えたい人の存在が言葉を育てます。伝えたいと思うような好きなことや楽しいことをたくさん経験させてあげましょう。お散歩に行くと犬や猫・自動車・お花・近所の人など、言葉を育てる機会がいっぱいですよ。

★どうして「イヤイヤ」ばかり言うの？

お母さん・お父さんが何を話しかけても、「イヤ」と言いませんか？この時期は覚えた言葉を使って、親の反応を見たり、言葉遊びとして楽しんでいたりすることがあります。また自分の気持ちを言葉で訴えることができないので、「イヤイヤ」で表現することもあります。「どうしたの？」「どうしたいの？」とイヤな理由を探すより、「イヤなのね」と声をかけ抱っこしたりして落ち着くまで待ちましょう。子どもが成長している証拠なのです。

『子ども予防接種』

適正年齢になりましたら早めの予防接種を！
定期接種は、自己負担なしで接種ができます。

●子宮頸がんワクチン

定期接種の対象ワクチンは2、4、9価の3種類があります。キャッチアップ接種対象者同様です。

【定期接種対象者】

小学校6年生～高校1年生：平成19年4月2日生から平成24年4月1日生ままでの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成19年4月1日生ままでの女子

●麻しん風しん(MR)ワクチン

- ・第1期：生後12か月から生後24か月までの間にある子ども
- ・第2期：5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

●4種混合ワクチン

- ・第1期：生後2か月から7歳6か月
- ・第2期：11歳以上13歳未満

『むし歯ゼロのお友だち』

8月9日の3歳健診は台風で中止となりました。
10月に健診を延期しましたので、12月号にてむし歯ゼロのお友だちをご紹介します。

ハッピー スマイル

むらなか みやび
村中 雅くん
(令和4年12月22日生)

むらなか ありあ
村中 文哉・浅美さんの長男(都井地区)

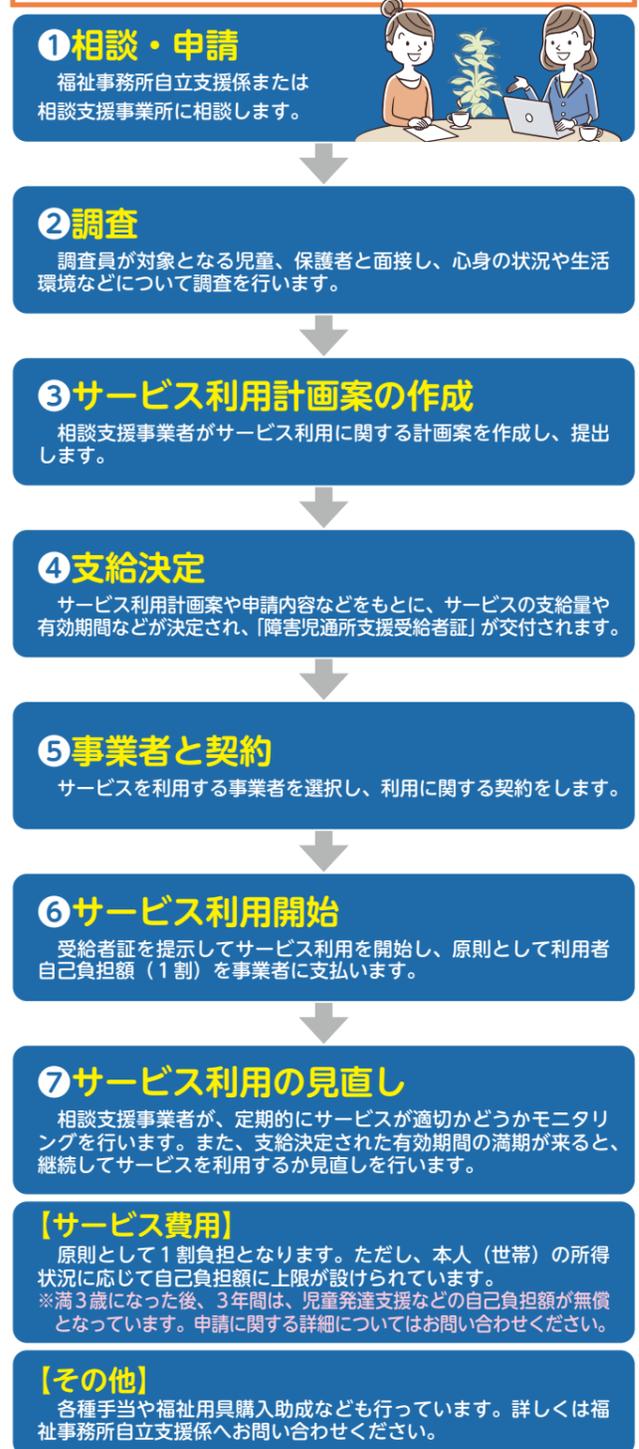
元気いっぱいぐっすり寝る雅くん。最近は丸いお菓子のポーロを自分で器用につかんで食べるようになりました。泣き止んだ後のくしゃくしゃの顔がかわいくていつも癒やされます。これからも自分の好きな事を自由にすくすく育てね。大きくなったら遊園地などいろいろな所に行ってたくさん思い出作ろうね。



障がい児通所支援サービスのご紹介

発達などに困り感があったり、身体的に障がいのある児童などが利用できるサービスをご紹介します。

サービス利用までの流れ



【障がい児通所支援サービス】
● **児童発達支援**
未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
● **放課後等デイサービス**
就学中の障がい児に、放課後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

● **短期入所**
児童福祉施設などへ短期間の入所をし、入浴、排せつおよび食事その他の必要な支援を行います。
● **障がい児相談支援**
さまざまな相談に応じ、また、障がい児通所支援サービスを利用する際の計画を作成し、サービス利用をサポートします。

【対象者】
次のいずれかの要件を満たす18歳未満の児童が対象となります。
① 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの児童
② 特別児童扶養手当などを受給中の児童
③ 医師の診断により、サービスの利用が必要とされる児童

【申請に必要なもの】
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のうち交付を受けているもの
※ いずれも交付を受けていない場合、医師の診断書などが必要になります。



問／福祉事務所自立支援係 ☎72-1123 (内線502)